

(別添)

【 工事費内訳書の提出における留意点について 】

平成 26 年 6 月 4 日に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）が改正されました。

この改正により、建設業者は入札契約適正化法の適用対象となる公共工事（以下「公共工事」という。）の入札に参加するにあたって、自己の見積金額にかかわらず、平成 27 年 4 月 1 日から入札金額の内訳を記載した書類（以下「工事費内訳書」という。）を提出することになりました。

つきましては、工事費内訳書の様式等について、平成 27 年 6 月 25 日以降に農政部が入札公告等を行うすべての公共工事に係る競争入札から、原則として下記のとおりとします。

記

- 1 ぐんま電子入札共同システムにおいて、契約担当者が発注案件ごとにエクセルファイルにより添付した「大項目以上」で構成する工事費内訳書の所要欄に、入札参加者は金額等を入力するとともに、検算等により内容を確認したうえで、ぐんま電子入札共同システムにより「エクセルファイル」で契約担当者に提出してください。
なお、エクセルファイルは、別紙の工事費内訳書作成例を参照のこと。
- 2 工事費内訳書の入力にあたっての留意事項
 - (1) 工事価格は万円止め（1 万円未満切り捨て）とし、それ以外の項目は百円止め（百円未満切り捨て）とすること。
 - (2) 工事費内訳書（エクセルファイル）は「計算式」が挿入されていないため、必ず誤りが無いよう検算すること。
- 3 その他
 - (1) 条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）において、低入札価格調査制度を適用している案件で低入札価格調査の対象となった場合は、「小項目」までの工事費内訳書及び詳細な説明資料等を入札参加者に求めるものとする。
 - (2) 発注者の判断により、重要構造物や特殊工法に関する工事など入札参加者の詳細な見積内容を確認する必要がある場合は、「小項目」までの工事費内訳書を入札参加者に求めることができるものとする。